

**第一条** この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」という。）に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをい

第五編	罰則（第二百二十八條—第一百五十二 條）
第六編	沒收に関する手続等の特例（第二百五 十三条—第二百五十五條）
附則	
第一編	
目的	
總則	

第一編 第一章 第四節	美利堅合衆國（第二百九十九條）
第二編 第二章 第三節	百九十七条
第三編 第三章 第二節	監督（第二百十一条—第二百十九条）
第四編 第四章 第一節	業務の委託（第一百九十八条—第一百九十九条）
第五編 第五章 第一節	外國投資法人（第二百二十条—第二百二十三条）
第六編 第六章 第一節	雜則（第二百二十三條の一一—第二百二十三條）

## 第一節 登錄（第一百八十七条—第一百九十二条）

5 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

6 この法律において「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

7 この法律において「受益証券」とは、投資信託に係る信託契約に基づく受益権を表示する証券であつて、委託者指図型投資信託にあつては委託者が、委託者非指図型投資信託にあつては受託者が、この法律の規定により発行するもの又はこれに類する外国投資信託に係る証券をいいう。

8 この法律において「公募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するもの（適格機関投資家私募等を除く。）をいう。

9 この法律において「適格機関投資家私募等」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、次に掲げる場合に該当するものをいいう。

一 適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をい

号、第二条第一項の規定により有価証券となる同項各号に掲げる権利を除く。第七条及び第四十八条において同じ。)に対する投資として運用すること(同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち政令で定めるものを行うことを含む。第七条及び第四十八条において同じ。)を目的とするものであつて、政令で定めるものをいう。

3　この法律において「投資信託」とは、委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。

4　この法律において「証券投資信託」とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五

に基づかず主として特定資産に対する投資として運用（政令で定める者に運用に係る権限の一部を委託する場合における当該政令で定める者

う。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
二 特定投資家(金融商品取引法第二条第三十項に規定する特定投資家をいい、同法第三十四条の三第四項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者の中内閣府令で定めた者を含み、同法第三十四条の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定めた者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「一般投資家私募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、公募又は適格機関投資家私募等のいずれにも該当しないものをいう。  
この法律において「投資信託委託会社」とは、委託者指図型投資信託の委託者である金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除く。)をいう。第二百八条第二項第一号を除き、以下同じ。)をいう。  
この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。  
この法律において「登録投資法人」とは、第二百八十七条の登録を受けた投資法人をいう。  
この法律において「投資口」とは、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位をいう。  
この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。  
この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。  
この法律において「新投資口予約権」とは、投資法人に対して行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受けることができる権利をいう。  
この法律において「新投資口予約権証券」とは、新投資口予約権を表示する証券をいう。  
この法律において「投資法人債」とは、この法律の規定により投資法人が行う割当てにより発生する当該投資法人を債務者とする金銭債権

である。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
二 特定投資家(金融商品取引法第二条第三十項に規定する特定投資家をいい、同法第三十四条の三第四項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者の中内閣府令で定めた者を含み、同法第三十四条の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定めた者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「資産運用会社」とは、投資法人債を表示する証券をいう。  
この法律において「資産運用会社」とは、投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者をいう。  
この法律において「資産保管会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う法人をいう。  
この法律において「一般事務受託者」とは、定める者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「一般投資家私募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、公募又は適格機関投資家私募等のいずれにも該当しないものをいう。  
この法律において「投資信託委託会社」とは、委託者指図型投資信託の委託者である金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除く。)をいう。第二百八条第二項第一号を除き、以下同じ。)をいう。  
この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団を除き、以下同じ。)をいう。  
この法律において「登録投資法人」とは、第二百八十七条の登録を受けた投資法人をいう。  
この法律において「投資口」とは、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位をいう。  
この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。  
この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。  
この法律において「新投資口予約権」とは、投資法人に対して行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受けることができる権利をいう。  
この法律において「新投資口予約権証券」とは、新投資口予約権を表示する証券をいう。  
この法律において「投資法人債」とは、この法律の規定により投資法人が行う割当てにより発生する当該投資法人を債務者とする金銭債権

である。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
二 特定投資家(金融商品取引法第二条第三十項に規定する特定投資家をいい、同法第三十四条の三第四項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者の中内閣府令で定めた者を含み、同法第三十四条の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定めた者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「資産運用会社」とは、投資法人債を表示する証券をいう。  
この法律において「資産運用会社」とは、投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者をいう。  
この法律において「資産保管会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う法人をいう。  
この法律において「一般事務受託者」とは、定める者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「一般投資家私募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、公募又は適格機関投資家私募等のいずれにも該当しないものをいう。  
この法律において「投資信託委託会社」とは、委託者指図型投資信託の委託者である金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除く。)をいう。第二百八条第二項第一号を除き、以下同じ。)をいう。  
この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団を除き、以下同じ。)をいう。  
この法律において「登録投資法人」とは、第二百八十七条の登録を受けた投資法人をいう。  
この法律において「投資口」とは、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位をいう。  
この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。  
この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。  
この法律において「新投資口予約権」とは、投資法人に対して行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受けることができる権利をいう。  
この法律において「新投資口予約権証券」とは、新投資口予約権を表示する証券をいう。  
この法律において「投資法人債」とは、この法律の規定により投資法人が行う割当てにより発生する当該投資法人を債務者とする金銭債権

である。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
二 特定投資家(金融商品取引法第二条第三十項に規定する特定投資家をいい、同法第三十四条の三第四項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者の中内閣府令で定めた者を含み、同法第三十四条の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定めた者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「資産運用会社」とは、投資法人債を表示する証券をいう。  
この法律において「資産運用会社」とは、投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者をいう。  
この法律において「資産保管会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う法人をいう。  
この法律において「一般事務受託者」とは、定める者を除く。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「一般投資家私募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、公募又は適格機関投資家私募(新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、第二条第九項第一号に掲げる場合に該当するものをいう。以下同じ。)、特定投資家私募(新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、第二条第九項第一号に掲げる場合に該当するものをいう。以下同じ。)及び第二条第九項第一号に掲げる場合に該当するものをいう。以下同じ。)を含む。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合  
この法律において「投資信託財産」とは、この章において「投資信託財産」という。)を含む。



べての受益者（政令で定める者を含む。）に対して交付しなければならない。ただし、当該投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われたものである場合には、当該号に定める投資信託財産に関する知れている受益者（政令で定める者を含む。）に対して交付しなければならない。

一項の書面に記載すべき事項に係る情報が同法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定によりすべての受益者（政令で定める者を含む。）に提供され、又は公表される場合（投資信託約款において第一項の書面の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

4 投資信託委託会社は、内閣府令で定めるところにより、第一項の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるもののを記載した書面を作成し、同項の投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。ただし、同項各号に掲げる場合は、この限りでない。

二　書面による決議の日  
三　投資信託約款の変更又は委託者指図型投資信託の併合（以下「重大な約款の変更等」という。）の内容及び理由

う。第三項において同じ。）によつて議決権

う。受益者が電磁的方法（電子情報処理組織を

使用する方法その他の情報通信の技術を利用

する方法であつて内閣府令で定めるものをい

他の政令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。)の売買その他の政令で定める取引 当該特定資産と同種の資産を投資の対象とする委託者指図型投資信託に係る支払言毛材質

(運用報告書の交付等)  
**第十四条** 投資信託委託会社は、その運用の指図を行ふ投資信託財産について、内閣府令で定めることにより、当該投資信託財産の計算期間の末日(内閣府令で定める投資信託才産にかかる

面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知っている受益者」と読み替えるものとする。

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

二 運用の指図を行ふ投資信託財産と自己又は他の投資信託財産（当該投資信託委託会社が資産運用会社である場合にあつては、資産の運用を行う投資法人を含む。次号において同じ。）、利害関係人等その他の法令で定める

では、内閣府令で定める期日、第二号において「作成期日」という。)とともに、運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 受益証券の取扱いの勧説が箇名各機関

第三項の通し、運営委合議會に依る。すなはち、投資信託委託會社がその運用の指図を行ふ投資信託業につては、専用しない。

3  
書面によるお詫びを行なはねば、投資信託会社は、当該決議の日の二週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもつてその通知を發しなければならない。  
投資信託会社は、前項の書面による通知の發出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の致若を導て、電磁的記録によつて、前項の通知を發する。

三、前号に掲げるもののほか、運用の指図を行  
う者との間における特定資産の売買その他の政  
令で定める取引、当該運用の指図を行う投資  
信託産及び当該特定資産と同種の資産を投  
資の対象とする委託者指図型投資信託に係る  
他の投資信託産

投資家私募の方法により行われたものであつて、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合

二 受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受

**第十五条** (投資信託財産に関する帳簿書類)  
投資信託委託会社は、内閣府令で定めることにより、投資信託財産に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。  
2 委託者指図型投資信託の受益者は、投資信託委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益

5 4 同項の規定をもつて行うことができる。書面の  
方法により通知を發することができる。  
場合において、当該投資信託委託会社は、同項  
の書面による通知を發したものとみなす。  
前一項の通知には、第4項各号に掲げる事項  
を記載し、又は記録しなければならない。

う投資信託財産と自己又はその取締役若しくは執行役、運用の指図を行う他の投資信託財産、利害関係人等その他の政令で定める者との間における特定資産（指定資産及び内閣府令で定めるものを除く。）の売買その他の政令で定める取引 当該運用の指図を行う投資信託財産

けないことについてその作成期日までに同意している場合（当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。）

者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧請求又は謄写を請求することができる。  
(投資信託約款の変更内容等の届出)  
**第十六条** 投資信託委託会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
一、投資信託約款を変更しようとする場合

6  
おいて、書面による決議を行うには、投資信託委託会社は、当該決議の日の三週間前までに書面による決議を行う旨及び第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、当該投資信託委託会社がすべての受益者に対し第二項の通知を発したときは、この限りでない。  
受益者（当該投資信託委託会社を除く。）は

第五条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「受益者」と読み替えるものとする。

2 場合  
投資信託委託会社は、前項の運用報告書の交付に代えて、投資信託約款において同項の運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定める

二 委託者指図型投資信託の併合(受託者を同一とする二以上の委託者指図型投資信託の信託財産を一の新たな委託者指図型投資信託の信託財産とすることをいう。次条第一項第二号において同じ。)をしようとする場合

7  
、書面による決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有する。

投資信託委託会社は、投資信託約款によつて、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面による決議について賛成するものとみなす旨の定めをする

しない。

ものをいう。以下この項において同じ。)により提供する旨を定めている場合には、当該事項

**第十七条** 投資信託委託会社は、前条各号に掲げる場合（同条第一号に掲げる場合にあつてはそ

ことができる。この場合において、当該定めをした投資信託委託会社は、第二項又は第三項の

の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われるものであつて、投資信託約款において第一項の書面を交付しない旨を定めている場合

二 投資信託財産についてその受益証券が金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券に該当するものであつて、第

3 を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該投資信託委託会社は、前項の運用報告書を交付したものとみなす。

前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付しなければならない。

の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合に限り、同条第二号に掲げる場合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。には、次に掲げる事項を定め、書面による決議を行わなければならない。

書面による決議は、議決権の三分の二以上に当たる  
できる受益者の議決権行使することが  
多數をもって行う。

六条第一項及び第二項、第百十七条、第百二十二条並びに第百二十二条の規定は、投資信託委託会社が書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第百四十四条第四項及び第百六十六条第二項中「第百九条第一項中「前条第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投資信託法」という。)第十七条第二項」と、同条第二項中「前条第二項」とあり、並びに同法第百四十四条第四項及び第百六十六条第二項中「第百九条第二項」とあるのは「投資信託法第十七条第三項」と、同法第百十一条第三項中「前条第三項」と、「第百九条第二項」とあるのは「同条第三項」と、「同法第百十二条第二項中「前項」とあるのは「投資信託法第十七条第五項」と、同法第百十一条中「第百八条第三号」とあるのは「投資信託法第十七条第六項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前各項の規定は、投資信託委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につきすべての受益者が書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときその他受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

(反対受益者の受益権買取請求)

**第十八条** 重大な約款の変更等がされる場合は、書面による決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で当該受益権に係る投資信託財産をもつて買い取ることを請求することができる。

前項の規定は、その信託契約期間中に受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは投資信託委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする委託者指図型投資信託(受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものに限る。)について

第一項及び第三項、第二百六十三条並びに第二百六十四条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第二百三十三条第六項中「第四項の規定による通知又は前項の規定による公告」とあるのは「書面による決議」と、同条第八項中「重要な信託の変更等」とあるのは「重大な約款の変更等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資信託契約の解約の届出)

**第十九条** 投資信託委託会社は、投資信託契約を解約しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
(投資信託契約の解約等)

**第二十条** 第十七条及び第十八条の規定は、投資信託委託会社が投資信託契約を解約しようとする場合について準用する。この場合において、第十七条第一項第二号中「内容及び理由」とあるのは「理由」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項の規定は、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には適用しない。

(投資信託委託会社の責任)

**第二十一条** 投資信託委託会社（当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。）がその任務を怠つたことにより運用の指図を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その投資信託委託会社は、当該受益者に対して連帶して損害を賠償する責任を負う。

(立入検査等)

**第二十二条** 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資信託委託会社若しくは投資信託委託会社であつた者（以下この項において「投資信託委託会社等」という。）、当該投資信託委託会社等の設定した投資信託財産に係る受託会社若しくは受託会社であつた者（以下この項において「受託会社等」という。）又は当該受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者に対し、当該投資信託委託会社等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資信託委託会社等若しくは当該受託会社等の業務所に立ち入り、当該投資信託委託会社等

若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(投資信託契約に関する業務の引継ぎ)

**第二十三条** 内閣総理大臣は、投資信託委託会社又は受託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合において、当該投資信託委託会社又は受託会社に係る投資信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該投資信託委託会社又は受託会社に対し、内閣総理大臣があらかじめ、当該投資信託契約に係る受託会社又は投資信託委託会社及び他の投資信託委託会社又は受託会社の同意を得た上、当該投資信託契約に関する業務をその同意を得た他の投資信託委託会社又は受託会社に引き継ぐことを命ぜることができる。

一 投資信託委託会社が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されること。

二 受託会社が営業の免許若しくは登録又は信託業務を営むことについての認可を取り消されること。

3 内閣総理大臣は、前項の同意を得られない場合においては、同項に規定する当該投資信託委託会社に対しその旨、当該投資信託委託会社が同項第一号に該当することとなるおそれがあること及び次項の規定による申請の期限を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた投資信託委託会社は、当該通知に係る期限までに、投資信託契約の存続の承認の申請をすることができる。

内閣総理大臣は、前項の申請があつた場合においては、金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定により当該投資信託委託会社の同法第二十九条の登録を取り消した日以後、当該投資信託契約の存続期間その他につき条件を付して、当該投資信託契約を存続させることを承認すること。

とができる。この場合において、当該投資信託委託会社であつた者は、その業務の執行の範囲内において、同条の登録を取り消されていないものとみなす。

内閣総理大臣が、前項の規定による投資信託契約の存続の承認をすることとし、又はこれをしないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により承認申請者に通知しなければならない。

(投資信託契約の解約及び解約等の場合の公告)

**第二十四条** 投資信託委託会社又は受託会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該投資信託委託会社であつた法人(当該投資信託委託会社が合併により解散した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人)又は当該受託会社と投資信託契約を締結している投資信託委託会社は、遅滞なく、投資信託契約を解約しなければならない。

一 投資信託委託会社が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されたとき。

二 投資信託委託会社が解散したとき。

三 投資信託委託会社が委託者指図型投資信託に係る業務を廃止したとき。

四 受託会社が當業免許の取消しその他の事由により信託会社等でなくなつたとき。

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

一 投資信託委託会社が前項第一号に該当する場合において、前条第一項の規定による内閣総理大臣の命令に従つて投資信託契約に関する業務の引継ぎをしたとき、又は同条第四項の規定により投資信託契約の存続の承認を受けたとき。

二 投資信託委託会社が合併により解散した場合において、当該合併後存続する法人が金融商品取引業者(第三条各号に掲げる投資信託契約にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者。次号において同じ。)であるとき。

三 投資信託委託会社が合併により解散した場合において、当該合併により設立した法人が設立後遅滞なく、金融商品取引業者となつたとき。

四 投資信託委託会社が前項第一号若しくは第三号に該当する場合又は受託会社が同項第四号に該当する場合において、当該投資信託委託会社が





を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

6. 自己の商号を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した投資法人は、当該投資法人が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

3 設立企画人（設立企画人が二人以上あるときは、そのうち少なくとも一人）は、次の各号のいずれかの者でなければならぬ。  
一 設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産を運用の対象とする金融商品取引業者（次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める金融商品取引業者）  
イ 当該特定資産に不動産が含まれる場合

十五 借入金及び投資法人債発行の限度額  
十六 設立企画人の氏名又は名称及び住所  
十七 設立投資法人の成立により設立企画人が受け取る報酬その他の特別の利益の有無並びに特別の利益があるときはその設立企画人の氏名又は名称及び金額  
十八 投資法人の負担する設立に関する費用の有無並びにその費用があるときはその内容及び金額

前項の場合において、規約が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

2 この編において準用するこの編の規定により  
読み替えられた会社法及び商業登記法（昭和三  
十八年法律第百二十五号）の規定中「投資法人  
法」とあるのは、投資信託及び投資法人に関する  
法律をいうものとする。

（設立企画による規約の作成等）

第六十六条 投資法人を設立するには、設立企画  
人が規約を作成し、その全員がこれに署名し、  
又は記名押印しなければならない。

前項の規約は、電磁的記録（電子的方式、磁  
気的方式その他の知覚によつては認識するこ  
とができる方式で作られる記録であつて、電子  
計算機による情報処理の用に供されるものと  
して内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）  
をもつて作成することができる。この場合にお  
いて、当該電磁的記録に記録された情報につい  
ては、内閣府令で定める署名又は記名押印に代  
わる措置をとらなければならない。

四 投資法人が発行することができる投資口の総口数（以下「発行可能投資口総口数」という。）

五 設立に際して出資される金銭の額

六 投資法人が常時保持する最低限度の純資産額

七 資産運用の対象及び方針

八 資産評価の方法、基準及び基準日

九 金銭の分配の方針

十 決算期

十一 本店の所在地

十二 執行役員、監督役員及び会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準

十三 資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準

十四 成立時の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要

**第六十八条** 投資法人の成立時の出資総額は、設立時発行投資口（投資法人の設立に際して発行する投資口をいう。以下同じ。）の払込金額（設立時発行投資口一口と引換えに払い込む金銭の額をいう。）の総額とする。  
前項の出資総額は、一億円以上で政令で定める額を下回ることができない。  
(設立に係る届出等)

**第六十九条** 設立企画人は、投資法人を設立しようとするとときは、内閣府令で定めるところによつて、あらかじめ、その旨並びに設立時執行役員となる者を（投資法人の設立に際して執行役員となる者をいう。以下同じ。）の候補者の氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
前項の規定による届出には、規約その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（設立時募集投資口に関する事項の決定）

**第七十条の二** 設立企画人は、設立時発行投資口を引き受けける者の募集をしようとするときは、その都度、設立時募集投資口（当該募集に応じて、設立時発行投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる設立時発行投資口をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 設立時募集投資口の口数
- 二 設立時募集投資口の払込金額（設立時募集投資口一口と引換えに払い込む金銭の額をい
- う。）
- 三 設立時募集投資口と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間







じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対する割り当てた投資口をいう。以下この節において同じ。)について次に掲げる事項を定め、役員会の承認を受けなければならない。

一 募集投資口の口数

二 募集投資口の払込金額(募集投資口一口と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この条において同じ。)又はその算定方法

三 募集投資口と引換える金銭の払込みの期日又はその期間

前項の規定にかかわらず、第八十六条第一項に規定する投資法人の執行役員は、発行期間を定め、その発行期間内における募集投資口を引き受ける者の募集について、役員会の承認を一括して求めることができる。

前項の場合には、同項の執行役員は、発行期間のほか次に掲げる事項について定め、役員会の承認を受けなければならない。

一 当該発行期間内に発行する投資口の総口数の上限

二 前項の発行期間内における募集ごとの募集投資口の払込金額及び募集投資口と引換えにする金銭の払込みの期日を定める方法

第三項の場合には、当該投資法人は、前項第二号に掲げる方法により確定した同号の募集ごとの払込金額を公示しなければならない。この場合において、公示の方法その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

第一項各号に掲げる事項(第二項の場合については、第三項の発行期間及び同項各号に掲げる事項。次条第一項第六号において「募集事項」という。)は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

前項の場合において、募集投資口の払込金額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額としなければならない。

投資法人がその成立後に投資口を発行したときは、当該投資口の払込金額の総額を出資総額に組み入れなければならない。

(募集投資口の申込み等)

第八十三条 投資法人は、前条第一項の募集に応じて募集投資口の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 第六十七条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第十三号までに掲げる事項

二 第七十一条第一項第三号、第五号及び第九号に掲げる事項

三 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容

四 資産運用会社の名称及びその資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

五 資産保管会社の名称

六 募集事項

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

八 前項第四号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

九 前条第一項の募集に応じて募集投資口の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を投資法人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集投資口の口数

三 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、投資法人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

四 第一項の規定は、投資法人が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集投資口の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

五 第一項の規定は、投資法人が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集投資口の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

六 投資法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第三項の申込みをした者（次項において「申込者」という。）に通知しなければならない。

七 投資法人が申込者に対してする通知又は催告は、第三項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該投資法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあって発すれば足りる。

八 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

九 会社法第二百四条第一項及び第三項、第二百五条第一項並びに第二百六条の規定は、募集投資口について準用する。この場合において、同法第二百四条第一項中「前条第二項第二号」とあるのは「投資法人法第八十三条第三項第二

本文、第八百七十五条から第八百七十七条まで及び第八百七十八条第一項の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第八百二十九条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十八条まで、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号亦に係る部分に限る。）の規定は、投資法人の成立後における投資口の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、第一項において準用する同法第二百十二条第一項（第二号を除く。）及び第二百一十三条の二（第一項第二号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資証券の発行等）

第八十五条 投資法人は、投資口を発行した日以後遅滞なく、当該投資口に係る投資証券を発行しなければならない。

2 投資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、執行役員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 投資法人の商号

二 当該投資証券に係る投資口の口数

3 会社法第二百一十七条の規定は投資法人（規約によつて次条第一項前段の規定による定めをしたもののみを除く。）の投資証券について、同法第二百九十五条の規定は投資証券について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資証券の不発行）







は、前項の規定による投資主総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、投資主の請求があつたときは、これらの書類を当該投資主に交付しなければならない。

6 執行役員は、前条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第二項の承諾をした投資主に対する同項の電磁的方法による通知に際して、内閣府令で定めるところにより、投資主に對し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

7 執行役員は、前項に規定する場合において、第二項の承諾をしていない投資主から投資主総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該投資主に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(書面による議決権の行使)

**第九十二条** 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、内閣府令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を投資法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面によつて行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

3 投資法人は、投資主総会の日から三月間、第一項の規定により提出された議決権行使書面をその本店に備え置かなければならぬ。

4 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

5 会社法第三百一一条第五項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同条第五項第三号及び第四号中「第一項」とあるのは、「投資法人法第九十二条第一項」と読み替えるものとする。

(電磁的方法による議決権の行使)

**第九十二条の二** 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、投資法人の承諾を得て、内閣府令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により使該投資法人に提供して行う。

2 投資主が第九十二条第二項の承諾をした者は、ある場合には、投資法人は、正当な理由がなき

い。  
3 第一項の規定により電磁的方法によつて行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

4 投資法人は、投資主総会の日から三月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその本店に備え置かなければならぬい。

5 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

6 会社法第三百十二条第六項の規定は、前項の請求について準用する。

(みなし賛成)

**第九十三条** 投資法人は、規約によつて、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合は、これらのうちに相反する趣旨の議案において、これらの中から相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

2 前項の規定による定めをした投資法人は、第九十一条第一項又は第二項の通知にその定めを記載し、又は記録しなければならない。

3 第一項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。  
(投資主総会の決議)

**第九十三条の二** 投資主総会の決議は、規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の三分の二(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の投資主の賛成を要する旨その他の要件を規約で定めることを妨げない。

2 総会の決議は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の三分の二(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の投資主の賛成を要する旨その他の要件を規約で定めることを妨げない。

1 第八十二条の二第二項において読み替えて準用する会社法第一百八十条第二項の投資主

三 第百四十五条の六第三項の投資主総会  
二 第百四十三条第三号の投資主総会  
一 第百四十九条の二第一項、第二百四十九条の七第一項及び第二百四十九条の十二第二項の投  
資主総会

3 投資主総会は、第九十条の二第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、次条第一項において準用する会社法第三百十六条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第二百五十五条の四の会計監査人の出席を求めることがあります。(この限りでない)。

(会社法の準用)

**第九十四条** 会社法第三百条本文、第三百三条第一項、第三百四条、第三百五十五条第一項本文及び第四項から第六項まで、第三百六条(第二項及び第四項を除く)、第三百七条、第三百八条(第一項第三号、第五号及び第六号を除く)、第三百十一条、第三百十三条规定から第三百十八条规定(第三項を除く)まで、第三百二十五条の二(第三号及び第四号を除く)、第三百二十五条の三(第一項第三号、第五号及び第六号を除く)、第三百二十五条の四第二項から第四項まで、第三百二十五条の五並びに第三百二十五条の六の規定は、投資主総会について準用する。この場合において、同法第三百条本文中「前条」とあるのは、「投資法人法第九十一条第一項から第三項まで」と、同法第三百三条第一項中「前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権」とあるのは、「発行済投資口」と、「議決権又は三百個(これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数)以上の議決権」とあるのは、「口数の投資口」と、「株主に限り」とあるのは、「投資主は」と、同法第三百五十五条第一項本文中「株主は」とあるのは、「発行済投資口の百分の一(これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合)以上の口数の投資口を六箇月(これを下回る期間を規約で定めた場合にあつては、その期間)前から引き継ぎ続有する投資主は」と、「株主に通知すること(第二百九十九条第二項又は第三項の通知をす場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること」と、同法第三百六条第一項中「総株主(株主総会において決議をすることができ

きない株主を除く。)の議決権とあるのは、「発行済投資口」と、「議決権を有する」とあるのは「一口数の投資口を六箇月(これを下回る期間を規約で定めた場合にあっては、その期間前から引き続き有する)と、同条第一項、第三項、第五項及び第六項並びに同法第三百七十七条第一項及び第二項並びに第三百十八条第五項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第三百十条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「投資法人法第九十一条第二項」と、同法第三百十六条第二項中「第二百九十八条及び第二百九十九条」とあるのは「投資法人法第九十条の二第一項及び第九十一条第一項から第三項まで」と、同法第三百二十五条の三第一項中「株式会社の取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には」とあるのは「投資法人の執行役員は」と、同条第一項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「投資法人法第九十条の二第一項各号」と、同条第二項中「第二百九十九条第二項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「投資法人法第九十一条第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項又は第二項」と、「第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「投資法人法第九十条の二第二項第四号」と、「第二百九十九条第四項」と、「第二百九十九条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「投資法人法第九十一条第四項」と、「第二百九十九条第一項」であるのは「同条第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項(第三百二十五条において準用する場合を含む。)」とあるのは「投資法人法第九十一条第二項」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項」と、「第二百二十四条第一項」とあるのは「投資法人法第七十七条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社法第八百三十条、第八百三十二条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る)の規定は、投資主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第二款** 投資主総会以外の機関の設置  
一 執行役員の員数に一を加えた数以上の監督役員

**第九十五条** 投資法人には、次に掲げる機関を置かなければならぬ。

一 一人又は二人以上の執行役員  
二 執行役員の員数に一を加えた数以上の監督役員

三 役員会

四 会計監査人

**第三款** 役員及び会計監査人の選任及び解任

(選任)

**第九十六条** 役員(執行役員及び監督役員をいふ。以下この款(第百六号及び第五号を除く。)において同じ。)及び会計監査人は、投資主総会の決議によつて選任する。

2 会社法第三百二十九条第三項の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同条第三項中「この法律」とあるのは、「投資法人法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第九十七条** 投資法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。(執行役員の資格)

**第九十八条** 次に掲げる者は、執行役員となることができない。

一 法人  
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者  
三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者  
四 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を終わった日から五年を経過しない者  
五 この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、宅地建物取引業法、出資の預入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第二百九十五号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第二百五十九号)、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)、預託等取引に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第二百一一号)、会社法若しくは一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条までの罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条の罪若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力圧迫による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七条)第二百四十六条から第四十九条まで、第五十号)第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る)若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 前項の規定にかかるわらず、第九十一条第一項がなくなつた日から五年を経過しない者

五 信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、宅地建物取引業法、出資の預入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第二百五十九号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第二百五十九号)、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)、預託等取引に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第二百一一号)、会社法若しくは一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条までの罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条の罪若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力圧迫による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七条)第二百四十六条から第四十九条まで、第五十号)第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る)若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 前項の規定にかかるわらず、第九十一条第一項

五 ただし書の規約の定めがある場合には、投資主

引法、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、宅地建物取引業法、出資の預入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第二百五十九号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第二百五十九号)、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)、預託等取引に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第二百一一号)、会社法若しくは一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条までの罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条の罪若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力圧迫による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七条)第二百四十六条から第四十九条まで、第五十号)第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る)若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 前項の規定にかかるわらず、第九十一条第一項

五 ただし書の規約の定めがある場合には、投資主

総会の決議によつて、執行役員の任期を選任後二年を経過した日の翌日から三十日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとすることができる。

(監督役員の資格)

**第一百条** 次に掲げる者は、監督役員となることができない。

一 第九十八条各号に掲げる者

二 投資法人の設立企画人

三 その子会社(当該法人がその総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を保有する株式会社をいう。第五号及び第二百条第一号において同じ。)の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

四 投資法人の執行役員

五 投資法人の発行する投資口を引き受けれる者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう)、金融商品仲介業者(同法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。)

六 その他投資法人の設立企画人又は執行役員と利害関係を有することその他の事情により監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるもの

(監督役員の任期)

**第一百一条** 監督役員の任期は、四年とする。ただし、規約又は投資主総会の決議によつて、その任期を短縮することを妨げない。

2 前項の規定にかかるわらず、第九十一条第一項

第三項の規定は、前項の監督役員の任期につい

て準用する。この場合において、第九十九条第二項中「前項」とあるのは「第一百一条第一項本文」と、「三年」とあるのは「四年」と、同法第三百三十六条第三項中「第一項」とあるのは「投資法人法第一百一条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会計監査人の資格等)

**第一百二条** 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを投資法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号又は第三号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第二百五十五条の二第一項各号に掲げる書類について監査をすることができない者

二 投資法人の子法人若しくはその執行役員若しくは監督役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受ける者又はその配偶者

三 投資法人の一般事務受託者、資産運用会社若しくは資産保管会社若しくはこれらの取締役会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

四 配偶者

五 監査法人でその社員の半数以上が前二号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

**第一百三条** 会計監査人の任期は、就任後一年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該投資主

会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定は、清算投資法人(第一百五十二条第一項第二号において同じ。)の会計監

査人については、適用しない。

(解任)

**第一百四条** 役員及び会計監査人は、いつでも、投  
資主総会の決議によつて解任することができる。

前項の規定により解任された者は、その解任  
について正当な理由がある場合を除き、投資法  
人に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請  
求することができる。

**第三百五十四条第一項** (第二号に係る  
部分に限る)、第八百五十五条、第八百五十六  
条及び第九百三十七条第一項(第一号又に係る  
部分に限る)の規定は、役員の解任の訴えに  
ついて準用する。この場合において、必要な技  
術的読替えは、政令で定める。

**（役員会等による会計監査人の解任）**

**第一百五十五条** 役員会又は清算人会は、会計監査人が  
次のいずれかに該当するときは、その会計監査  
人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた  
とき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があ  
つたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があ  
り、又はこれに堪えないとき。

二 前項の規定による解任は、役員会又は清算人  
会の構成員の全員の同意によつて行わなければ  
ならない。

**第三百六十六条** 第九十三条の二第一項の規定にかかる  
らば、役員を解任する投資主総会の決議は、發  
行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が  
出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数  
(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつ  
ては、その割合以上に当たる多数)をもつて行  
う。

**（会計監査人の選任等についての意見の陳述）**

**第一百七条** 会計監査人は、会計監査人の選任、解  
任若しくは不再任又は辞任について、投資主總  
会に出席して意見を述べることができる。

二 会計監査人を辞任した者及び第一百条第一項  
の規定により会計監査人を解任された者は、辞  
任後又は解任後最初に招集される投資主総会に

出席して、辞任した旨及びその理由又は解任に  
ついての意見を述べることができる。

ないときは、第六十七条第一項第十二号の基準  
に従い、役員会がその額を決定する。

**第三百五十五条並びに第三百六十条第一項の規定**  
は執行役員について、同法第三百五十条の規定  
は投資法人について、同法第三百五十二条、第  
八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百  
七十二条、第八百七十四条(第四号に係る部分  
に限る)、第八百七十五条及び第八百七十六条  
の規定は執行役員の職務を行つてゐる者につ  
いて、それぞれ準用する。この場合において、同  
法第三百六十条第一項中「著しい損害」とある  
のは「回復することができない損害」と読み替  
えるものとするほか、必要な技術的読替えは、  
政令で定める。

**（業務の執行に関する検査役の選任）**

**第一百十条** 投資法人の業務の執行に関し、不正の  
行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事  
実があることを疑うに足りる事由があるとき  
は、発行済投資口の百分の三(これを下回る割  
合を規約で定めた場合にあつては、その割合)  
以上の口数の投資口を有する投資主は、当該投  
資法人の業務及び財産の状況を調査させるた  
め、内閣総理大臣に對し、検査役の選任の申立  
てをすることができる。

**（役員会の招集）**

**第六款 役員会**

ちに、監督役員は、共同して、執行役員を選任するための投資主総会を招集しなければならない。ただし、第九十六条第二項において準用する会社法第三百二十九条第三項の規定により補欠の執行役員が選任されている場合は、この限りでない。

前項本文の場合において、監督役員は、その全員の同意によつて執行役員の選任に関する議案を作成し、これを同項本文の投資主総会に提出しなければならない。

第二項の規定により執行役員を解任したときは、監督役員がその過半数をもつて選定した監督役員は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される投資主総会に報告しなければならない。

第一項の規定により執行役員を解任された者は、前項の投資主総会に出席して、解任についての意見を述べることができる。

前項の投資主総会を招集する者は、同項の者に対し、当該投資主総会を招集する旨及び第九十条の二第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

(会社法の準用等)

**第一百五十五条** 会社法第三百六十八条及び第三百六十九条の規定は、役員会について、同法第三百七十二条（第三項を除く。）の規定は、投資法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百六十九条第一項中「取締役」のとあるのは、「構成員」のと、同条第二項中「取締役」と、同条第三項中「取締役及び監査役」とあるのは、「執行役員及び監督役員」と、同条第五項中「取締役」のとあるのは、「執行役員」及び「監査役」のと、同法第三百七十一条第二項中「株式会社の営業時間内は、いつでも」とあるのは、「内閣総理大臣の許可を得て」と、同条第四項及び第六項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項において読み替えて準用する会社法第三百七十二条第二項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申立てについての処分をする場合には、当該申立てに係る投資法人の陳述を聽かなければならぬ。

第七款 会計監査人

(会計監査人の権限等)

**第一百五十六条の二** 会計監査人は、第七節及び第十二節の定めるところにより、次に掲げる書類を監査する。

4 前項本文の場合において、監督役員は、その全員の同意によつて執行役員の選任に関する議案を作成し、これを同項本文の投資主総会に提出しなければならない。

5 第二項の規定により執行役員を解任したときは、監督役員がその過半数をもつて選定した監督役員は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される投資主総会に報告しなければならない。

6 第一項の規定により執行役員を解任された者は、前項の投資主総会に出席して、解任についての意見を述べることができる。

7 前項の投資主総会を招集する者は、同項の者に対し、当該投資主総会を招集する旨及び第九十条の二第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

(会社法の準用等)

2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社に対し、投資法人の会計に関する報告を求めることができる。

3 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第百二条第三項第一号から第三号までに掲げる者

二 投資法人又はその子法人の執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人又は一般事務受託者である者

三 投資法人又はその子法人の一般事務受託者、資産運用会社又は資産保管会社の取締役、会計参与（会計参与が監査法人又は税理士法人である場合にあつては、その職務を行なうべき社員）、監査役、執行役その他の役員又は使用人である者

四 投資法人若しくはその子法人又はこれらの一般事務受託者、資産運用会社若しくは資産保管会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けてい る者

(監督役員等に対する会計監査人の報告)

**第一百五十五条の五** 会計監査人の報酬は、規約にそ の額を定めていないときは、第六十七条第一項の額を定めていないときは、第六十七条第一項第十二号の基準に従い、役員会又は清算人会がその額を決定する。

2 執行役員又は清算執行人は、第八十八条第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬を定める場合には、役員会又は清算人会の承認を受けなければならない。

(第八款) 役員等の損害賠償責任

2 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

3 前項の責任は、総投資主の同意がなければ、免除することができない。

2 免除することができない。

3 前項の規定にかかるわらず、第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、当該役員等がその在職中に投資法人から債務執行の対価として受け、又は受けけるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額とし、内閣府令で定める方法により算定される額に、次の各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、投資主総会の決議によつて免除することができる。

4 一 執行役員又は監督役員

二 会計監査人

二 会計監査人

12 二 前項の場合には、執行役員は、同項の投資主総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

11 発行済投資口（前項の責任を負う役員等の有する投資口を除く。）の百分の三（これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の投資口を有する投資主が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、投資法人は、第七項の規定による規約の定めに基づく定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

12 二 会社法第四百二十七条（第三項を除く。）の規定は、会計監査人の第一項の責任について準用する。

この場合において、同条第一項中「第

監査する。この場合において、会計監査人は、内閣府令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

一 投資法人の計算書類（第一百二十九条第二項の附属明細書）

二 清算投資法人の財産目録等（第一百五十五条の二に規定する財産目録等をいう。）及び第一項に規定する財産目録等をいう。）及び

2 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

3 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

4 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

5 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

6 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

7 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

8 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

9 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

10 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

11 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

12 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

三 責任を免除すべき理由及び免除額

5 執行役員は、第一項の責任の免除（執行役員の責任の免除に限る。）に関する議案を投資主総会に提出するには、各監督役員の同意を得なければならない。

6 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

7 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

8 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

9 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

10 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

11 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

12 第二項の規定にかかるわらず、投資法人は、第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案してその額を決定する。

**第一百五十五条の八** 役員等が投資法人又は第三者において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。  
(役員等の責任を追及する訴え)

（役員等の連帯責任）

二 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

二 虚偽の公告

二 虚偽の登記

ハ に係る計算書並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

イ 執行役員及び監督役員 次に掲げる行為  
投資口若しくは投資法人債を引き受けたる  
者の募集をする際に通知しなければならない  
重要な事項についての虚偽の通知又は当  
該募集のための当該投資法人の事業その他  
の事項に関する説明に用いた資料について  
の虚偽の記載若しくは記録

**百大十五条の七** 役員等がその職務を行つて故意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

五百二十四条とあるのは、投資法人法第百十一条の六第二項と、「最低責任限度額」とあるのは、「同条第三項の乗じて得た額」と、同条第四項第一号中「第四百二十五条第二項第二号」とあるのは、「投資法人法第百十五条の六第四項第一号」と、同項第三号中「第四百二十三条规定第一項」とあるのは、「投資法人法第百十五条の六第一項」と、同条第五項中「第四百二十五条规定第四項及び第五項」とあるのは、「投資法人法第一百五十五条の六第六項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二 令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために出す費用

一 当該役員等が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

投資法人は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

**第九款**　補償契約及び役員等のために  
締結される保険契約

第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は役員等の責任を追及する訴えについて、同法第八百四十九条の二(第二号及び第三号を除く。)の規定は執行役員及び執行役員であった者の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三十三条、第一百二十条第五项、第一百十三条の二第二项、第二百八十六条の二第二项、第四百二十四条(第四百八十六条第四项において准用する場合を含む。)、第四百六十二条第三项(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二项及び第四百六十五条第一项」とあるのは「投資法人法第七十七条の二第五项、第一百十五条の六第二项、第一百二十六条の二第三项及び第一百三十八条第三项」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 保険契約」という。)の内容の決定をするには、役員会の決議によらなければならない。

民法第百八条の規定は、投資法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、執行役員を被保険者とするものの締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合にちは、前項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

5 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八十二条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた投資法人と執行役員との間の補償契約の締結については、適用しない。

4 求することができる。  
補償契約に基づく補償をした執行役員及び当該補償を受けた執行役員は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を役員会に報告しなければならない。

くは第三者の不正な利益を図り、又は当該投資法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを見つかったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金額を返還することを請求

3 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部を補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を支拂った投資法人が、当該役員等が自己若しくは

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分  
二 当該投資法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該投資法人に対し立て第百十五条の六第一項の責任を負う場合は、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

第一百十九条 一般事務受託者は、その任務を怠ったときは、投資法人に対し、連帶して、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

二 一般事務受託者が投資法人に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、清算执行人、清算監督人又は会計監査人は、当該損害を賠償する責任を負うときは、その一般事務受託者、執行役員、監督役員、清算監督人及び会計監査人は、連帯債務者とする。

三 第百五十五条の六第二項の規定は第一項の責任について、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項まで、第二号及び第三号並びに第六項から第十一項ま

**(事務の委託を受けた者の義務)**

**第二百八十九条** 投資法人から前条各号に掲げる事務の委託を受けた一般事務受託者は、当該投資法人に対する忠実な管理のため、その事務を行わなければならぬい。

投資法人から前条各号に掲げる事務の委託を受けた一般事務受託者は、当該投資法人に対する忠実な管理のため、その事務を行わなければならぬい。

(一般事務受託者の責任)

行に関する事務  
四 機関の運営に関する事務  
五 計算に関する事務  
六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事務

名簿、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務  
三 投資証券、新投資口予約権証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の発行・譲り受け

**第一百七十七条** 投資法人は、その資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて次に掲げるものについて、内閣府令で定めるところにより、他の者に委託して行わせなければならぬ。

一 発行する投資口及び投資法人債を引き受け受ける者の募集並びに新投資口予約権無償割当に関する事務

二 投資主名簿、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主

項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は一般事務受託者の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二十二条の二第二項、第一百三条第三項、第一百二十条第五項、第

3  
投資法人は、投資口の払戻しをしたときは、内閣府令で定めるところにより、投資主名簿に払戻しの記載をし、かつ、出資総額等から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならない。

2 会社法第七編第二章第一節（第八百四十七条  
第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七条  
の三、第八百四十九条第一項、第三項第二号及  
び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八  
百四十九条の二、第八百五十条第四項、第八百  
五十二条第一項第一号及び第二項並びに第八百

(会計帳簿の提出命令)  
**第二百一十八条の四** 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第一百二十四条 第八十六条第一項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをしなければならない。

一 第七十七条の三第二項に規定する基準日から投資主又は質権者として権利行使することができる日までの間に請求があつたとき。

二 解散したとき。

三 純資産の額が基準純資産額（最低純資産額に五千円以上で政令で定める額を加えた額）をいう。次節第四款及び第二百五十五条第一項において同じ。下回ったとき。

四 規約で定めた事由に該当するとき。

五 その他法令又は法令に基づいてする処分により、払戻しを停止しなければならないとき、又は停止することができるとき。

六 前項の請求は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 払戻しを請求しようとする投資口の口数

二 請求の日

三 第一項の請求をする投資主は、投資証券を投資法人に提出しなければならない。ただし、当該投資証券が発行されていないときは、この限りでない。

（払戻し）

第一百二十五条 投資法人が投資口の払戻しをするときは、当該投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額によらなければならぬ。

二 投資口の払戻しは、払戻金額の支払の時に、その効力を生ずる。

第一項において同じ。)は、当該投資法人に付し、連帶して、当該金銭の交付を受けた者が交付を受けた金銭の額に相当する金銭を支払う義務を負う。

2 前項の規定にかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の義務を負わない。

3 第一項の規定により業務執行者の負う義務は、総投資主の同意がなければ、免除することができない。  
(投資主に対する求償権の制限等)

**第一百三十六条の三** 前条第一項に規定する場合において、当該場合に該当することにつき善意の投資主は、当該投資主が交付を受けた金銭について、同項の金銭を支払つた業務執行者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

2 前条第一項に規定する場合には、投資法人の債権者は、同項の規定により義務を負う投資主に対し、その交付を受けた金銭の額に相当する金銭を投資法人に支払わせることができる。

3 前項の規定により同項の金銭を投資法人に支払つた者については、投資口の払戻しを受けた時点にさかのぼつてなお投資主であるものとみなす。  
(違法に払戻しを受けた者の責任)

**第一百三十七条** 不公正な金額で投資口の払戻しを受けた者のうち悪意のものは、投資法人に対して公正な金額との差額に相当する金銭を支払う義務を負う。

るところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

**第二百一十八条の三** 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

会社法第四百三十三条第二項（第三号を除く。）の規定は前項の請求について、同条第三項及び第四項の規定は親法人の投資主について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「投資法人法第二百一十八条の三第一項各号」と、同条第四項中「第二項各号」とあるのは「第二項第一号、第二号、第四号又は第五号」と読み替えるものとする。

3 の附属明細書を作成しなければならない。

4 計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 投資法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査)

**第一百三十条** 前条第二項の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書(資産運用報告及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

(計算書類等の承認等)

**第一百三十二条** 執行役員は、前条の監査を受けた計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告を役員会に提出し、又は提供しなければならない。

3 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書は、役員会の承認を受けなければならぬ。

3 執行役員は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、その旨を投資主に通知しなければならない。

4 執行役員は、電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法によ法

項第一号及び第二項並びに第八百五十三項第二号及び第三号(を除く。)の規定は務受託者の責任を追及する訴えについての規定である。この場合において、同法第五十条第四項中「第五十五条、第一百一十二条、第一百三条第三項、第一百二十条第五项、第一百三十三条の二第二項、第二百八十六条二項、第四百二十四条(第四百八十六条)において準用する場合を含む。」第四百三十三条第三項(同項ただし書に規定する分配額を超えない部分について負う義務に係る部分を除く。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「投資法人法等第三項において準用する投資法人法第六条の六第二項」と読み替えるものとする。必要な技術的読替えは、政令で定める。

投資法人は、投資口の払戻しをしたときは、内閣府令で定めるところにより、投資主名簿に払戻しの記載をし、かつ、出資総額等から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならない。  
（払戻金額の公示）

第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第一項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十条第四項、第八百五十二条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、前項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## 第二百二十八条 第一節 会計の原則

投資法人の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

## 第二款 会計帳簿等

### 第一目 会計帳簿

(会計帳簿の提出命令)  
**第二百一十八条の四** 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

**第二回 計算書類等**

(計算書類等の作成等)

**第一百一十九条** 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

投資法人は、内閣府令で定めるところにより、各営業期間(ある決算期の直前の決算期の翌日(これに当たる日がないときは、投資法人の成立の日)から当該決算期までの期間をいう。第三十二条第一項及び第二百十二条において同じ。)に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他投資法人の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同。)、資産運用



- 四 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容

五 資産運用会社の名称及びその資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

六 資産保管会社の名称

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

前条第一項の募集に応じて募集投資法人債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を投資法人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集投資法人債の金額及び金額ごとの数

三 投資法人が前条第一項第十一号の最低金額を定めたときは、希望する払込金額

4 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、投資法人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

5 第一項の規定は、投資法人が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしてとする者に対して交付している場合その他募集投資法人債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

6 投資法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（次項及び次条において「申込者」という。）に通知しなければならない。

7 投資法人が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該投資法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

8 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（募集投資法人債の割当て）

第一百三十九条の五 投資法人は、申込者の中から募集投資法人債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集投資法人債の金額及び金額ごとの数を定めなければならぬ。こ

2 の場合において、投資法人は、当該申込者に割り当てる募集投資法人債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。  
投資法人は、第一百三十九条の三第一項第十二号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集投資法人債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。  
**第一百三十九条の六** 前二条の規定は、募集投資法人債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行なう契約を締結する場合には、適用しない。  
**(会社法の準用)**  
**第一百三十九条の七** 会社法第六百八十一条から第七百三十一条までの規定は、投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債原簿又は投資法人債券について準用する。この場合において、同法第六百八十三条第二号中「前条」とあるのは「投資法人法第一百三十九条の六」と、同法第六百八十二条第六百八十四条第一項中「その本店（社債原簿一号中「第六百七十六号第三号から第八号の二まで」）とあるのは「投資法人法第一百三十九条の三第一項第三号から第八号の二まで」と、同法第六百八十四条第一項中「その営業所（社債原簿一号中「第六百七十六号第七号」）とあるのは「投資法人法第六百九十八条第一項第七号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
**(投資法人債管理者の設置)**  
**第一百三十九条の八** 投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、各投資法人債の金額が一億円以上である場合その他投資法人債権者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。  
**(投資法人債管理者の権限等)**  
**第一百三十九条の九** 投資法人債管理者は、投資法人債権者のために投資法人債に係る債権の弁済

## **（投資法人債管理者の設置）**

2 投資法人債管理者が前項の弁済を受けた場合には、投資法人債権者は、その投資法人債管理者に対し、投資法人債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、投資法人債券を発行する旨の定めがあるときは、投資法人債権者は、投資法人債券と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

3 前項前段の規定による請求権は、これを行なうことによって消滅する。

4 投資法人債管理者は、投資法人債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第三百三十九条の三第一項第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

一 当該投資法人債の全部についてするその支払の猶予、その債務者若しくはその債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。）

二 当該投資法人債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（第一項の行為を除く。）

5 投資法人債管理者は、前項ただし書の規定により投資法人債権者集会の決議によらずに同項第二号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている投資法人債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

6 前項の規定による公告は、投資法人債を発行した投資法人（次項において「投資法人債発行法人」という。）における公告の方法によりしなければならない。ただし、その方法が電子公告（第一百八十六条の二第一項第三号に掲げる電子公告をいう。第十三節において同じ。）であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でしなければならない。

7 投資法人債管理者は、その管理の委託を受けた投資法人債につき第一項の行為又は第四項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、投資法人債発行法人並びにその一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社に対して

(投資法人債管理補  
第百三十九条の九の二)

条」とあるのは「投資法人法第百三十九条の二」と、「第七百四十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の八」と、「第七百四十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、「第七百四十四条の七中」「第七百四十四条中」とあるのは「これらの規定(同項を除く。)」中「社債権者」とあるのは「投資法人債権者」と、これらの規定中「社債権者集会」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、「社債権者集会」と、「第七百四十四条中」と、「社債権者集会」とあるのは「投資法人債の管理の補助」と、「同項中」とあるのは「同項中」とあるのは「投資法人債の管理の補助」と、「この法律」とあるのは「投資法人法」と、「社債権者に対し」と、「第七百四十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、「又は解散した」とあるのは「又は解散した」と、「同項第二項中」「社債」とあるのは「投資法人債」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二章 简介

条」とあるのは「投資法人法第百三十九条の八」と、「第七百四十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、同法第七百四十四条の七中「第七百四条中」とあるのは「これらの規定（同項を除く。）中「社債権者」とあるのは「投資法人債権者」と、これらの規定中「社債権者集会」とあるのは「投資法人債権者集会」と、第七百四条中」と、「社債の管理の補助」とあるのは「投資法人債の管理の補助」と、「同項中」とあるのは「同項中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、「この法律」とあるのは「投資法人債権者に対し」とあるのは「投資法人債権者に対し」と、「第七百四十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、「又は解散した」とあるのは「又は解散した」と、同条第二項中「社債」とあるのは「投資法人債」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め

項」と、同法第七百四十四条第一項中「第四百四十九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十一条、第七百七十九条（第七百八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八百三十条（第八百三十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百六十六条の八」とあるのは、「投資法人法第百四十二条第一項から第五項まで又は第百四十九条の四（投資法人法第百四十九条の九又は第百四十九条の十四において準用する場合を含む。）と、同条第二項中「第七百二十二条」とあるのは、「投資法人法第百三十九条の八」と、同条第三項中「第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「第七百八十九条第二項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百九十九条第二項（第八百二十二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百九十九条第二項（第八百二十二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「第四百四十九条の四第二項（投資法人法第二項及び第一百四十九条の九及び第一百四十九条の十四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「第四百四十九条第二項（第七百九十三条第二項及び第一百四十九条の四第二項）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めるところにより、社債とみなす。  
(短期投資法人債に係る特例)  
**第一百三十九条の十一** 投資法人債は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他  
の政令で定める法令の適用については、政令で  
定めるところにより、社債とみなす。

（次項及び次条において「短期投資法人債」という。）については、これを発行した投資法人は、投資法人債原簿を作成することを要しない。

一 各投資法人債の金額が一億円を下回らないこと。

二 元本の償還について、投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

四 担保付社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと。

五 短期投資法人債については、第百三十九条の八から第百三十九条の十までの規定は、適用しない。（短期投資法人債の発行）

**第一百三十九条の十三** 投資法人は、短期投資法人債については、次に掲げる場合を除き、これを発行することができない。

一 次に掲げるすべての要件を満たすものである場合

イ 特定資産（不動産その他の政令で定める資産に限る。）の取得に必要な資金の調達

ハ その他の内閣府令で定める目的のために発行するものであること。

ロ 規約においてその発行の限度額が定められていること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、投資主の保護のため必要なものとして内閣府令で定める要件

二 短期投資法人債の償還のための資金を調達する場合（内閣府令で定める場合に限る。）

**第九節 規約の変更**

**（規約の変更）**

**第一百四十条** 投資法人は、その成立後、投資主総会の決議によつて、規約を変更することができる。

**（投資口の払戻しに係る規約の変更）**

**第一百四十二条** 規約を変更して投資口の払戻しの請求に応じないこととする場合には、前条の投資主総会に先立つて当該規約の変更に反対する旨を投資法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該規約の変更に反対した投資主は、投資法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取ることを請求することができない。



(新設合併の効力の発生等)

て、吸収合併契約の承認を受けなければならな  
い。

**第二百四十八条の二** 新設合併設立法人は、その成  
立の日に、新設合併消滅法人の権利義務を承継  
する。

2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消  
滅法人の投資主は、新設合併設立法人の成立の  
日に、同項第六号に掲げる事項についての定め  
に従い、同項第五号の投資口の投資主となる。

3 新設合併消滅法人の新投資口予約権は、新設  
合併設立法人の成立の日に、消滅する。

#### 第四款 吸収合併の手続

**第一回 吸収合併消滅法人の手続**

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閱  
覧等)

吸収合併消滅法人は、次に掲げる

日のいずれか早日から効力発生日までの間、  
吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事  
項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録  
をその本店に備え置かなければならない。

一次条第一項の投資主総会の日の二週間前  
の日

二 第百四十九条の三第二項の規定による通知  
の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早  
い日

三 第百四十九条の三の二第二項の規定による  
通知を受けるべき新投資口予約権者があると  
きは、同項の規定による通知の日又は同条第  
三項の公告の日のいずれか早日

四 第百四十九条の四第二項の規定による公告  
の日又は同項の規定による催告の日のいずれ  
か早い日

吸収合併消滅法人の投資主及び債権者は、吸  
収合併消滅法人に対して、その営業時間内は、  
いつでも、次に掲げる請求ができる。

吸収合併消滅法人の定めた費用  
一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣  
府令で定める方法により表示したもののが閲覧  
の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁  
的方法であつて吸収合併消滅法人の定めたも  
のにより提供することの請求又はその事項を  
記載した書面の交付の請求  
(吸収合併契約の承認等)

**第一百四十九条の二** 吸収合併消滅法人は、効力發  
生日の前日までに、投資主総会の決議によ  
つて、吸収合併契約の承認等

を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百七十  
二項(第二号に係る部分に限る)、第八百七  
十条の二、第八百七十二条本文、第八百七  
二条(第五号に係る部分に限る)、第八百七十五  
二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五  
三条並びに第八百七十六条の規定は、第一項の規  
定による請求について準用する。この場合にお  
いて、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第二回 吸収合併存続法人の手続**

(反対投資主の投資口買取請求)

#### 第一百四十九条の三 吸収合併をする場合には、前 条第一項の投資主総会に先立つて当該吸収合 併に反対する旨を吸収合併存続法人に対し通知 し、かつ、当該投資主総会において当該吸収合 併に反対した投資主は、当該吸収合併消滅法人 に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買 い取ることを請求することができる。

2 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前  
までに、その登録投資口質権者及び登録新投資  
口予約権質権者に対し、吸収合併をする旨を通  
知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

4 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

5 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

6 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

7 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

8 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

9 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

10 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

11 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

12 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

13 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

14 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

15 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

16 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

17 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

18 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ  
に代えることができる。

力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日  
を公表しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したと  
きは、変更後の効力発生日を効力発生日とみな  
して、この款及び第二百四十七条の二の規定を適  
用する。

#### 第三回 吸収合併存続法人の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閱  
覧等)

1 吸収合併存続法人は、次に掲げる事項を官報に公  
告し、かつ、知る人を通じて、吸収合併について異議を述べるこ  
とができる。

2 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、吸収合併について異議を述べるこ  
とができる。

3 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

4 吸収合併存続法人は、次に掲げる事項を官報に公  
告し、かつ、知る人を通じて、吸収合併について異議を述べるこ  
とができる。

5 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

6 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

7 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

8 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

9 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

10 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

11 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

12 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

13 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

14 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

15 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

16 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

17 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

18 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

19 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

20 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

21 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

22 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

23 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

24 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

25 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

26 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

27 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

28 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

29 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

30 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

31 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

32 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

33 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

34 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

35 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

36 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

37 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。

38 吸収合併存続法人には、当該吸収合併消滅法人  
に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買  
い取ることを請求することができる。









は、「投資法人法第百六十六条规定第二項各号」と読み替えるものとする。

(解散の登記)

**第一百六十八条** 第百四十三条第一号から第三号までの規定により投資法人が解散したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)  
**第一百六十九条** 投資法人が吸收合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、吸收合併消滅法人については解散の登記をし、吸收合併存続法人については変更の登記をしなければならない。

**2** 二以上の投資法人が新設合併をしたときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その本店の所在地において、新設合併消滅法人については設立の登記をし、新設合併設立法人については設立の登記をしなければならない。

**一** 第百四十九条の十二第一項の投資主総会の決議の日  
**二** 第百四十九条の十三第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をした日から三十日を経過した日  
**三** 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、第百四十九条の十三の第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をした日から二十日を経過した日  
**四** 第百四十九条の十四において準用する第百四十九条の四の規定による手続が終了した日  
**五** 新設合併消滅法人が合意により定めた日  
(清算執行人等の登記)

**第一百七十条** 執行役員が清算執行人となつたときは清算投資法人の解散の日から二週間以内に、清算執行人の選任があつたときは二週間以内に、その本店の所在地において、清算執行人の氏名及び住所を登記しなければならない。

**2** 監督役員が清算監督人となつたときは清算投資法人の選任があつたときは二週間以内に、その本店の所在地において、清算監督人の氏名を登記しなければならない。

**3** 第百六十七条第一項の規定は前二項の登記について、会社法第九百七十七条(第一号に係る部分に限る。)の規定は清算執行人又は清算監督人について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算結了の登記)

**第一百七十二条** 登記所に、投資法人登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

**第一百七十三条** 第百六十六条第一項の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 規約

二 第六十九条第一項の規定による内閣総理大臣への届出が受理されたことを証する書面

三 設立時募集投資口の引受けの申込みを証する書面

四 設立時執行役員及び設立時監督役員の調査報告を記載した書面及びその附属書類

五 第七十二条第十項において準用する会社法第六十四条第一項の金銭の保管に関する証明書

六 設立主名簿等管理人との契約を証する書面

七 設立時執行役員、設立時監督役員及び設立時会計監査人の選任に関する書面

八 創立総会を招集したときは、その議事録

九 この法律の規定により選任された設立時執行役員及び設立時監督役員が就任を承諾したことと証する書面

十 設立時会計監査人についての次に掲げる書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ 法人であるときは、当該法人の登記事項

九 第百四十九条の二第一項の規定による承認があつたことを証する書面

四 吸收合併により最低純資産額を増加するときは、増加後の最低純資産額を超える純資産が存在することを証する書面

五 吸收合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸收合併消滅法人の本店がある場合を除く。

六 第百四十九条の二第一項の規定による承認があつたことを証する書面

七 吸收合併消滅法人において第百四十九条の四第二項の規定による公告及び催告(第百四十九条の十四において準用する第百四十九条の四第二項の規定による公告及び催告(第百四十九条の十四において準用する第百四十九条の四第二項の規定による公告)をしたこと並びに異議を述べたこと)を証する書面

八 新設合併消滅法人において第八十七条第一項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方による公告)をしたこと並びに異議を述べたことと証する書面

九 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行していなかつたことを証する書面

九 吸收合併消滅法人において第八十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は投資口の全部について投資証券を発行していなかつたことを証する書面

九 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行していなかつたことを証する書面

九 吸收合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、第八十八条の二十二第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は新投資口予約権証券を発行していなかつたことを証する書面

(清算執行人等に係る登記の申請)

**第一百七十六条** 次の各号に掲げる登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 執行役員が清算執行人となり、又は監督役員が清算監督人となつた場合の清算執行人又は清算監督人の登記の申請書、規約及びその者が就任を承諾したことを証する書面

二 規約で定めた者が清算執行人又は清算監督人となつた場合の清算執行人又は清算監督人の登記の申請書、規約及びその者が就任を承諾したことを証する書面

二 規約で定めた者が清算執行人又は清算監督人となつた場合の清算執行人又は清算監督人の登記の申請書、規約及びその者が就任を承諾したことを証する書面

二 規約で定めた者が清算執行人又は清算監督人となつた場合の清算執行人又は清算監督人の登記の申請書、規約及びその者が就任を承諾したことを証する書面

二 規約で定めた者が清算執行人又は清算監督人となつた場合の清算執行人又は清算監督人の登記の申請書、規約及びその者が就任を承諾したことを証する書面

二 規約で定めた者が清算執行人又は清算監督人となつた場合の清算執行人又は清算監督人の登記の申請書、規約及びその者が就任を承諾したことを証する書面

二 吸收合併契約書  
三 第百四十九条の七第二項に規定する場合に該当することを証する書面  
四 最低純資産額を超える純資産が存在することを証する書面

五 新設合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅法人の本店がある場合を除く。

六 第百四十九条の十二第一項の規定による承認があつたことを証する書面

七 新設合併消滅法人において第百四十九条の十四において準用する第百四十九条の四第二項の規定による公告及び催告(第百四十九条の十四において準用する第百四十九条の四第二項の規定による公告)をしたこと並びに異議を述べたことと証する書面

八 新設合併消滅法人において第八十七条第一項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方による公告)をしたこと並びに異議を述べたことと証する書面

九 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行していなかつたことを証する書面

九 吸收合併消滅法人が新投資口予約権を発行していなかつたことを証する書面

三 投資主総会において選任された清算執行人の登記の申請書 又は清算監督人の選任の登記の申請書 その選任を証する書面 四 内閣総理大臣又は裁判所が選任した清算執行人又は清算監督人の選任の登記の申請書 その選任を証する書面 五 清算執行人又は清算監督人の退任による変更の登記の申請書 退任を証する書面

(民事訴訟法の準用)  
**第一百八十五条** 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第三条の三第七号ハ及び第五条第八号ハの規定は、投資法人について準用する。この場合において、これらの規定中「発起人」とあるのは、「設立企画人」と読み替えるものとする。  
(国税徴収法等の適用)  
**第一百八十六条** 投資法人が解散した場合における国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十四条第一項及び地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第十一条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「清算人」とあるのは、「清算執行人」とする。  
(公告)  
**第一百八十七条** 投資法人は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを規約で定めることができる。  
一 官報に掲載する方法  
二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法  
**三 電子公告**（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この条において同じ。）  
2 投資法人が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を規約で定める場合には、その規約には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができるない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。  
3 第一項の規定による定めがない投資法人の公告方法は、同項第一号に掲げる方法とする。  
4 会社法第九百四十四条第一項（第二号を除く。）及び第三項、第九百四十二条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十二条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、投資法人が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録) 第一節 投資法人の業務

第二百八十七条 投資法人は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、資産の運用として第二百九十三条に規定する行為を行つてはならない。

(登録の申請)

第二百八十八条 前条の登録を受けようとする投資法人は、次に掲げる事項を記載した登録申請書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 第六十七条第一項第一号から第四号まで、第六号から第十号まで、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項並びに本店の所在場所

二 執行役員、監督役員及び会計監査人の氏名又は名称及び住所

三 資産運用会社の名称及び住所

四 委託契約の概要

五 資産保管会社の名称及び住所

六 投資法人の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

七 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、当該投資法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項が当該投資法人の設立に当たり第六十九条第二項の規定により提出された規約の記載と異なるときは、その旨及びその理由を記載した書面

二 前項第二号に掲げる執行役員が第六十九条第一項の規定により届け出た設立時執行役員の候補者と異なるときは、その旨及びその理由を記載した書面

三 資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約書の写し

四 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)



行なわれたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であつて利害関係人等（当該資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。次項、次条第一項及び第二百三条第二項において同じ。）でないものに行わせなければならない。

ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定評価を行なっている場合は、この限りでない。

2 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について前項に規定する特定資産以外の特定資産（指定資産を除く。）の取得又は譲渡その他内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資法人、その資産運用会社（その利害関係人等を含む。）及びその資産保管会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項の調査を行なわなければならない。ただし、当該行為に先立つて当該調査を行なっている場合は、この限りでない。

（利害関係人等との取引の制限）

## 第二百一条の二 資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行なう場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との第九十九条第一項第一号から第四号までに掲げる取引（当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものを除く。）が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法人の同意を得なければならぬ。

2 執行役員は、前項の同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければならない。

## 第二百二条 資産運用会社は、投資法人の委託を受けてその資産の運用を行う場合において、当該投資法人から委託された権限の再委託等

い。

2 資産運用会社が投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合における第二百一条の規定の適用については、同条の全部を他の者に対し、再委託してはならない。

（当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。）とす

る。

（契約を締結している投資法人等に対する書面の交付）

第二百三条 資産運用会社は、その資産の運用を行なう投資法人に対し、三月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 当該資産運用会社が自己の計算で行つた有価証券の売買その他の政令で定める取引のうち当該投資法人の資産の運用を行つたものと

二 前号の場合において、取引を行つた事実があるときは、その売買の別その他の内閣府令で定める事項

三 当該資産運用会社が自己の計算で行つた不動産の売買その他の政令で定める取引の有無（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産が含まれる場合に限る。）

四 前号の場合において、取引を行つた事実があるときは、その売買の別その他の内閣府令で定める事項

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

（契約を締結している投資法人等に対する書面の交付）

第二百四条 資産運用会社（当該資産運用会社から資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。）がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その資産運用会社は、当該投資法人に對し連帶して損害を賠償する責任を負う。

（資産運用会社の責任）

（資産運用会社が投資法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、その資産運用会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者及び会計監査人は、連帶債務者とする。）

2 資産運用会社が投資法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行

役員、監督役員、一般事務受託者は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、その資産運用会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者及び会計監査人は、連帶債務者とする。

（資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約）

第二百五条 資産運用会社は、登録投資法人の同意を得なければ、当該登録投資法人と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができない。

2 執行役員は、前項の同意を与えるためには、投資主総会の承認を受けなければならない。た

だし、やむを得ない事由がある場合として内閣総理大臣の許可を得たときは、この限りでな

きない。

（投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）

第二百六条 登録投資法人は、投資主総会の決議を経なければ、資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができる。

（登録投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）

第二百七条 投資法人は、資産運用会社が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該資産運用会社を引き続き委託することに堪えない重

大な事由があるとき。

一 前号に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託する事由に堪えない重

大な事由があるとき。

二 第二百条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 解散したとき。

（資産運用会社が職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。）

第二百八条 登録投資法人は、資産運用会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければならない。

（資産運用会社への資産の保管に係る業務の委託等）

2 資産運用会社は、次の各号のいずれかに該当する法人（登録投資法人が有価証券その他の内閣府令で定める資産以外の資産の保管に係る業務を委託する場合においては、第二号に掲げる法人を除く。）でなければならぬ。

（登録投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）

第二百九条 登録投資法人は、登録投資法人の融商品取引業者（同法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務を行う者に限る。）の資産の保管に係る業務の委託先として適當なものをとして内閣府令で定める法人

（資産保管会社の義務）

第二百九条 資産運用会社は、投資法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。



二 目的、商号及び住所  
組織及び役員に関する事項

三 資産の管理及び運用に関する事項

四 計算及び利益の分配に関する事項

五 外国投資証券が表示する権利に関する事項

六 外国投資証券の払戻し又は買戻しに関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該外国投資法人の規約又はこれに相当する書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。  
**(外国投資法人の変更の届出)**

**第二百一十二条** 外国投資法人（前条第一項の規定による届出がされたものに限る。次条において同じ。）は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出なければならぬい。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。  
**(外国投資法人の解散の届出)**

**第二百一十三条** 外国投資法人が破産手続開始の決定その他内閣府令で定める事由により解散したときは、破産管財人若しくは清算人又はこれらの者に相当する義務を負う者は速やかに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬい。

2 外国投資法人は、前項に定める場合を除くほか、解散しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬい。  
**(外国投資証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)**

**第二百一十四条** 裁判所は、外国投資証券の募集の取扱い等につき当該外国投資証券を発行する外国投資法人の資産の運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されおり、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2 第二十六条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による裁判について準用する。

3 金融商品取引法第二百八十七条及び第二百九十五条の規定は、第一項の規定による申立てについて準用する。

第四編 雜則

(承認の条件)

第二金融業者として特定投資運用行為を行おうとする場合にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を含む。)

限りと  
。に限り、承認しないことができる。  
この場合において、内閣総理大臣は、  
あらかじめ、その者が当該特定投資運  
用行為を行う業務を適確に遂行するに

指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合における同法の規定の適用については、同法第二十四条の二中「信託会社」とあるのは「信託会社」と、「準用する」とあるのは「同法第四十二条の二(禁止行為)、第四十三条の六(暗号等資産関連業務に関する特則)及び第四十四条の三第一項(親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)」の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は信託会社が行う投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行なう業務について、それぞれ準用する」と、  
「これらの規定中」とあるのは「これらの規定(金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を除く。)中」と、「同法第三十四条の規定」とあるのは「同法第三十四条及び第四十三条の六第一項の規定」と、「同法第五項中」とあるのは「同法第五項及び同法第四十二条の二第六号中」と、「信託会社の責めに帰すべき事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と、同法第四十四条の三第一項第二号中「第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第四十七条第一項に規定する委託者非指図型投資信託契約」と、同項第三号中「投資助言業務に關して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業」とあるのは「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。

「一項」と、「同条第五項中」とあるのは、「同条第五項及び同法第四十二条の二第六号中」と、「金融機関（金融機関の信託業務の兼當等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」とあるのは、「金融機関（金融機関の信託業務の兼當等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」とあるのは、「金融機関（金融機関の信託業務の兼當等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」とあるのは、「金融機関（金融機関の信託業務の兼當等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」とあるのは、「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。

前各項に掲げるもののほか、この条の規定により金融商品取引法、信託業法及び金融機関の信託業務の兼當等に関する法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（財務大臣への資料提出等）

**第二百二十四条** 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、投資信託（外国投資信託を含む。次項において同じ。）又は投資法人（外国投資法人を含む。次項において同じ。）に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、投資信託又は投資法人に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、投資信託委託会社、受託会社、資産運用会社、資産保管会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。  
（協議等）

第三百二十五条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第二百十三条第一項の規定によるもの（投資証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ぜる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二十二条第一項及び第一百三十三条第一項から第五項までの規定によるものを委員会に委任することができる。

4 金融庁長官は、第一項の規定により委任された権限（前二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、次に掲げるものを委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 第二十六条第一項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項、第二百十九条第一項及び第二百二十三条第一項の規定による権限

二 第二十六条第七項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第八十七条の規定による権限

5 委員会は、前二項の規定により委任された権限を使用したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項から第四項までの規定により委員会に委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に關しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。  
(委員会の命令に対する審査請求)

**第二百一十五条の二** 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。  
(実施規定)

**第二百一十六条** この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

**第二百一十七条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

**第五編 罰則**

**第二百一十八条** 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 投資法人の設立企画人

二 投資法人の設立時執行役員又は設立時監督役員

三 投資法人の執行役員又は監督役員

四 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された投資法人の執行役員又は監督役員の職務を代行する者

五 第百八条第二項の規定により選任された投資法人の一時役員の職務を行うべき者

六 一般事務受託者

七 投資法人の検査役

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算投資法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算投資法人の清算執行人又は清算監督人





二 第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者  
**第二百四十八条** 法人（投資法人を除く。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。  
一 第二百三十九条第二号若しくは第三号、第二百四十条又は第二百四十二条 三億円以下の罰金刑  
二 第二百四十二条 一億円以下の罰金刑  
三 第二百四十三条第二号又は第二百四十五条  
四 第四号 一億円以下の罰金刑  
**第四号** 第二百三十九条（第二号及び第三号を除く。）、第二百四十三条第一号、第二百四十五  
条第一号から第三号まで又は前二条 各本条  
の罰金刑

**第二百四十九条** 投資信託委託会社若しくは投資信託委託会社であつた者、信託会社等、受益権原簿管理人、外国投資信託の受益証券の発行者、投資法人の設立企画人、設立時執行役員、設立時監督役員、執行役員、監督役員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算執行人、清算監督人、清算執行人代理、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人の職務を代行する者、第二百二十九条第一項第五号に規定する一時役員の職務を行なうべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算執行人若しくは清算監督人の職務を行うべき者、第二百三十三条规定する一時会計監査人の職務を行なうべき者、検査役監督委員、調査委員、投資法人債管理者、事務を承継する投資法人債管理者、投資法人債管理補助者、事務を承継する投資法人債管理補助者、代表投資法人債権者若しくは決議執行者一般事務受託者、資産運用会社又は資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定による登記を怠つたとき。  
二 この法律又はこの法律において準用する会社法若しくは信託法の規定による公告、公示され

四 若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告、公示若しくは通知をしたとき。  
三 この法律又はこの法律において準用する会社法若しくは信託法の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

四 この法律又はこの法律において準用する会社法若しくは信託法の規定に違反して、正當な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六 この法律又はこの法律において準用する会社法に規定する事項について、官庁、投資主総会、創立総会、投資法人債権者集会又は債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

七 受益権原簿、規約、投資主名簿、新投資口予約権原簿、投資法人債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、資産運用報告、金銭の分配に係る計算書、第二百二十九条第二項の附属明細書、会計監査報告、決算報告又は第二百四十九条第一項、第二百四十九条の六第一項、第二百四十九条の十第一項、第二百四十九条の十一第一項若しくは第二百四十九条の十六第一項、第八十八条の二第二項において準用する会社法第二百八十二条の二第一項（第二号を除く。）若しくは第二百八十二条の六第一項若しくは第二百三十九条の七において準用する同法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第十一条（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第二百八十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十四条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

九 第二十五条第二項（第五十九条において準用する場合を含む。）又は第二百八十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十四条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

十三 第八十二条第一項の規定に違反して投資口を取得したとき、第八十条第二項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をすることを怠つたとき、第八十二条第三項の規定に違反して投資口の処分をすることを怠つたとき、又は第八十条第四項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をしたとき。

十四 投資口、新投資口予約権又は投資法人債の発行の日前に投資証券等を発行したとき。

十五 第八十五条第一項若しくは第八十八条の二十一第一項の規定又は第一百三十九条の七において準用する会社法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく投資証券等を発行しなかつたとき。

十六 投資証券等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十七 第八十六条第四項の規定に違反して、同項に規定する定めを廃止しなかつたとき。

十八 第九十四条第一項において準用する会社法第三百三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を投資主総会の目的としなかつたとき。

十九 第九十四条第一項において読み替えて準用する会社法第三百七条第一項第一号の規定又は第一百十条第二項において読み替えて準用する同法第三百五十九条第一項第一号の規定による内閣総理大臣の命令に違反して、投資主総会を招集しなかつたとき。

二十 第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

二十一 執行役員、監督役員又は会計監査人がこの法律又は規約で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

二十二 第百十五条の六第四項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十三 第百十六条の二第四項の規定に違反して、役員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十二 第百十七条、第九百四十八条第一項、第三項又は第二百八十二条第一項の規定に違反して、投資主に対する通知に際し、計算書類、資産運用報告若しくは金銭の分配に係る計算書若しくは会計監査報告又は決算報告を提供しなかつたとき。

二十三 第百三十一条第五項又は第一百六十条第三項の規定に違反して、投資主に対する通知に際し、計算書類、資産運用報告若しくは金銭の分配に係る計算書若しくは会計監査報告又は決算報告を提供しなかつたとき。

二十四 第百三十九条の二若しくは第一百三十九条の八の規定に違反して投資法人債を発行し、又は第百三十九条の九第八項の規定若しくは第百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百四十四条の七の規定において準用する同法第七百四十四条第一項の規定に違反して事務を承継する投資法人債管理者若しくは投資法人債管理補助者を定めなかつたとき。

二十五 第百四十一条第四項の規定に違反して、規約を変更したとき。

二十六 第百四十二条第二項若しくは第五項又は第一百四十九条の四第二項若しくは第五項又は第百四十九条を第百四十九条の九又は第百四十九条の十四において準用する場合を含む。の規定に違反して、最低純資産額の減少又は合併をしたとき。

二十七 第百五十三条の三第二項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき、又は第百六十四条第三項の規定に違反して特別清算開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で、第百五十七条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十九 第百五十七条第三項において準用する会社法第五百条第一項の規定又は第百六十四条第四項において準用する同法第五百三十七条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

三十 第百五十七条第三項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、清算投資法人の財産を分配したとき。

三十一 第百六十二条の規定による命令に違反したとき。

三十二 第百五十七条第四項において準用する会社法第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項の規定に違反したとき。

三十三 第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十条第一項若しくは第二項又







**第九十八条** 新投信法第六十四条第二項の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に証券投資法人であることを示す文字を用いている者について、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。  
(処分等の効力)

**第一百八十八条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第一百八十九条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百九十条** 附則第二条から第百四十六条まで、  
第一項のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討)

**第一百九十二条** 政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等にかかる必要があると認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号）

**第一条** この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第二百三十号）の施行の日から施行する。

**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に関する不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法（信託業法、農





(その他の経過措置の政令への委任)

**第八十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中証券取引法第二十七条の三十の三

第一項及び第二十七条の三十の七第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第二十九条の三十九条及び第二十七条の三十の八第一項の改正規定並びに同法第百九十八条の二第一項の改正規定、第三条中投資信託及び投資法人に関する法律第三十八条第五項及び第二十九条第四項の改正規定、第四条中投資信託に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十七条第一項の改正規定並びに第五条中金融先物取引法第十二条第三項、第三十四条の十六第一項及び第九十条の六第一項の改正規定、この法律の公布の日

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に投資信託委託業者(第三条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「新投信法」という))の主要株主(新投信法第九条第三項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。)又は投資信託委託業者を子会社(新投信法第九条第四項に規定する子会社をいう。)とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。)の主要株主(以下この条において「旧投信法」という。)の主要株主(以下この条において「新投信法」という。)の主要株主(以下この条において同じ。)又は投資信託委託業者等の主要株主(以下この条において「旧投信法」という。)の主要株主等の主要株主となつたものとみなす。

第五条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「旧投信法」という。)第三十三条の二に規定する証券業(新投信法第十三条の二に規定する証券業をいう。)を営んでいる者(証券仲介業者(新投信法第十一条の二に規定する証券仲介業者をいう。)又

は許可外国証券業者(新投信法第十三条の二に規定する許可外国証券業者をいう。)である場合を除く。)であって、旧投信法第三十四条の十一第一項ただし書の承認を受けているものは、施行日において当該承認に係る業務について新投信法第三十四条の十一第二項の規定による營業の届出をしたものとみなす。

**第三十八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第四十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附 則 (平成一五年六月六日法律第六七号) 抄)

(施行期日) この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は公布の日から、第二条、次条、附則第三条、附則第五条、附則第六条、附則第八条から第十条まで、附則第三十条、附則第三十二条、附則第三十六条から第四十五条まで、附則第四十七条、附則第五十条、附則第五十二条及び附則第五十三条(金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第四条第十八号の改正規定に限る。)の規定は平成十八年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項及び附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄)

(施行期日) この法律は、附則第三条第八項、第五条第八項及び附則第三条第八項、第五条第八項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第一条 この法律は、附則第三条第八項、第五条第八項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行日前にした行為並びに附則第二十二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附 則 (平成一六年六月九日法律第八七号) 抄)

(施行期日) この法律は、附則第三条第八項、第五条第八項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行日前にした行為並びに附則第二十二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公告等の廃止に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中証券取引法(平成十年法律第百三十号)第四条第十八号の改正規定に限る。)の規定は平成十八年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、附則第三条第八項、第五条第八項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行後に行なった行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附 則 (平成一六年六月九日法律第八七号) 抄)

(施行期日) この法律は、附則第三条第八項、第五条第八項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行後に行なった行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(規制等に関する法律)

第一条 この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の商法(以下この条において「旧商法」という。)第一百四条第一項、第一百三十六条第一項、第一百四十条、第一百四十二条、第二百四十七条第一項、第二百五十二条、第二百八十一条ノ十五第一項、第三百六十三第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十四条ノ一二第一項、第三百七十四条ノ二十九第一項、第三百八十七条第一項、第四百五十五条第一項若しくは第四百二十八条第一項(これらの規定を旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の訴えの提起があつた場合、第六条の規定による改正前の農業協同組合法第七十三条の十四第一項の訴えの提起があつた場合、第七条の規定による改正前の証券取引法第一百一条の十五第一項の訴えの提起があつた場合、第十三条の規定によ

る規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理制度法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るプロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年八月一日法律第一三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則 (平成一六年五月一二日法律第四三号) 抄)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄)

(施行期日) この法律は、附則第三条第八項、第五条第八項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行日前にした行為並びに附則第二十二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行後に行なった行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附 則 (平成一六年六月九日法律第八七号) 抄)

(施行期日) この法律は、附則第三条第八項、第五条第八項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行後に行なった行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(規制等に関する法律)

第一条 この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の商法(以下この条において「旧商法」という。)第一百四条第一項、第一百三十六条第一項、第一百四十条、第一百四十二条、第二百四十七条第一項、第二百五十二条、第二百八十一条ノ十五第一項、第三百六十三第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十四条ノ一二第一項、第三百七十四条ノ二十九第一項、第三百八十七条第一項、第四百五十五条第一項若しくは第四百二十八条第一項(これらの規定を旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の訴

えの提起があつた場合、第六条の規定による改正前の農業協同組合法第七十三条の十四第一項の訴えの提起があつた場合、第七条の規定による改正前の証券取引法第一百一条の十五第一項の訴えの提起があつた場合、第十三条の規定によ

る規制等に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理制度法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るプロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中証券取引法第二十七条の三十の三

第一項及び第二十七条の三十の七第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第二十九条の三十九条及び第二十七条の三十の八第一項の改正規定並びに同法第百九十八条の二第一項の改正規定、第三条中投資信託及び投資法人に関する法律第三十八条第五項及び第二十九条第四項の改正規定、第四条中投資信託に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十七条第一項の改正規定並びに第五条中金融先物取引法第十二条第三項、第三十四条の十六第一項及び第九十条の六第一項の改正規定、この法律の公布の日

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に投資信託委託業者(第三条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「新投信法」という))の主要株主(新投信法第九条第三項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。)又は投資信託委託業者を子会社(新投信法第九条第四項に規定する子会社をいう。)とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。)の主要株主(以下この条において「旧投信法」という。)の主要株主(以下この条において同じ。)又は投資信託委託業者等の主要株主(以下この条において「新投信法」という。)の主要株主となつたものとみなす。

第五条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「旧投信法」という。)第三十三条の二に規定する証券業(新投信法第十三条の二に規定する証券業をいう。)を営んでいる者(証券仲介業者(新投信法第十一条の二に規定する証券仲介業者をいう。)又

(罰則の適用に関する経過措置)  
**第三条** この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一六年六月九日法律第八八号抄)

(施行期日)

四条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八百一十三号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第九十九条の規定、附則第八百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百二十六条の改正規定、附則第一百二十条から第二百二十二条までの規定、附則第二百二十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第二百二十五条の規定並びに附則第二百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第二百五条第四項及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

4 前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた投資法人が新投信法第八十七条第三項に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後日の日でなければならぬ。

5 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の規約（旧投信法第六十七条第一項に規定する規約をいう。以下この項において同じ。）の定めがある投資法人であつて旧投信法第八十二条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の規約の定めがないものについては、一部施行日において、投資主（新投信法第二条第二十三項に規定する投資主をいう。第八項において同じ。）又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を旧投信法第八十二

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第一百三十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第一百三十七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月九日法律第九七号) 拝  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する、  
定期期間（以下この条において「閉鎖期間」とい  
う。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施  
行日以後に満了する場合には、一部施行日以  
後も、当該閉鎖期間の満了の時まで、同項の投

**第一百三十五条** この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2  
投資法人が成立後に発行する投資口の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該投資法人が一部施行日前に旧投信法第二百二十三条第一項において準用する旧商法第二百八十九条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新投信法第二百二十三条第一項において

8 については、なお從前の例による。  
一部施行日の前日を払込期日として投資法人  
が成立後に発行する投資口の発行をした場合に  
おいては、当該投資口の引受けをした者は、一  
部施行日から投資主となる。

人（旧投信法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）が一部施行日前に旧投信法第八十五条第二項において準用する旧商法第二百五十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新投信法第八十五条第二項において準用する新商法第二百五十五条の規定にかかわらず、なお前述の例による。

6 前項の場合には、執行役員は、役員会（新投信法第百五条に規定する役員会をいう。）の承認を受けなければならない。

**（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）**

第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日に指定する旨の規約の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、執行役員（新投信法第九十七条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ。）の決定をもつて、当該権利の内容を定めなればならない。

条の十二、第二項から第五項まで及び第九項の改正規定、同条第六項から第八項までを削る改正規定、同条第六項から第八項までを削る改正規定、同法第二十四条の四、第二十四条の五第五項並びに第二十四条の六第一項及び第三項の改正規定、同法第二章の二第一節の節名の改正規定、同法第二十七条の二第一項、第七項第一号及び第八項、第二十七条の三第四項、第二十七条の五、第二十七条の十一第一項及び第四項、第二十七条の十二、第二十二条の二第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項並びに第二十七条の三十の九第二節の節名の改正規定、同法第二十七条の二第一項及び第三項の改正規定、同法第二章の二第一項及び第三項並びに第七号を削る改正規定、同法第二十七条の三十の十一第一項及び第三項、第二十八条の二第三項、第二十二条の二第一項から第六十五条の二第一項、第二十八条の四第一項第七号並びに第六十五条の二第一項の改正規定、同法第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする改正規定、同法第六十五条の二第三項の改正規定、同法第六十五条の二第一項の改正規定、同条第五項の改正規定（「及び第四十四条第一号」を「、第四十四条（第二号を除く。）及び第四十五条」に改める部分及び後段を加える部分に限る。）、同法第六十五条の二第七項から第九項まで及び第十一項並びに第七十九条の五の改正規定、同法第七十九条の五十七第一項に一号を加える改正規定並びに同法第七十七条の二第一項第二号、第一百七条の三第三項第二号、第一百五十五条第一項第一号、第一百九十四条の六第二項第二号、第二百条第三号及び第二百五十五条第一号の改正規定、第一条中外国証券業者法第一条第三号の改正規定並びに次条から附則第七条までと並びに附則第十三条、第十四条及び第十七条から第十九条までの規定 平成十六年十二月一日

改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び外国証券業者法第四十三条の改正規定、第三条の規定、第四条中投資信託法第二百二十五条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第五条の規定、第六条中投資顧問業法第五十五条の二の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第七条中金融先物取引法第九十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び同法第九十二条の二の改正規定、第八条中資産の流動化に関する法律第二百二十九条の見出し及び同条第三項の改正規定、同法第四条第二十二号の次に一号を加える改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定を除く)並びに附則第二十条及び第二十一条の規定 平成十七年七月一日  
(罰則の適用に関する経過措置)

**第二十二条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第二十三条** この附則に規定するもののはか、この法律の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第二十四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(検討)

(施行期日) 第四号抄  
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。  
附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五百四号)  
(施行期日)  
正に伴う経過措置)  
第三十三条 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者については、投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号に該当する者とみなす。  
(処分等の効力)  
第一百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。  
(罰則に関する経過措置)  
第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第一五六号)  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。









二 略  
三 第二条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第一項及び第三項並びに第九十三条第二項の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十二条の十一第一項及び第三項並びに第一百二十二条第二項の改正規定、第九条の規定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び第三项、第二十四条第二項、第五十二条の二十二第一項及び第二項並びに第五十二条の三十一第二項の改正規定、第十六条中保険業法第二百二十八条第二項、第二百条第二項、第二百一条第二項、第二百二十六条第二項、第二百七十二条の二十七第一項、第二百七十二条の三十二第二項及び第二百七十二条の四十九第二項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中農林中央金庫法第五十八条第一項及び第三項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十二条中信託業法第四十二条第三項及び第五十八条第二項の改正規定並びに附則第七条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（第九条の規定による投資信託及び投資法人に関する法律の一部改訂に伴う経過措置）  
第十条 第九条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「新投信法」という。）第十四条（新投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定は、第三号施行日以後に到来する新投信法第十四条第一項に規定する作成期日に係る運用報告書について適用し、第三号施行日前に到来した第九条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」という。）第十四条第一項（旧投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

五十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による受益権買取請求の手続を含む。)が開始された場合におけるその重大な約款の変更等の手続については、なお従前の例による。

**第三十二条** 新投信法第百四十九条の七第二項の規定は、第三号施行日以後に締結される吸収合併契約に係る新投信法第百四十七条第一項に規定する吸収合併について適用し、第三号施行日前に締結された吸収合併契約に係る旧投信法第百四十七条第一項に規定する吸収合併については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第三十六条** この法律(附則第一号各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第三十七条** 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

**第三十八条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成二五年一月二七日法律第八六号抄)**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

**第十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四四号抄)**

(施行期日)

正規定を除く。)、第十四条、第五十五条(保険業法第三百条の二の改正規定を除く。)、第十六条(農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十九条の五の改正規定を除く。)、第十七条(信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の改正規定を除く。)及び第十八条(株式会社商工組合中央金庫法第六条第八項及び第二十九条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第十三条(証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第二十条の改正規定を除く。)、第十四条(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第六十三条第二項の改正規定(「規定」(「を「規定並びに」に、「罰則」を含む。)を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)に限る。)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第四十三条第二項の改正規定(「規定」(「を「規定並びに」に、「罰則」を含む。)を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)及び同条第四項の改正規定に限る。)の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十七条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第十八条** 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

**第十九条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



げる部分を除く。)、第六条の規定(同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定(「前条」を「第九十条」に改める部分に限る。)並びに同号に掲げる改正規定を除く。)、第七条の規定(第十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百三十条の改正規定(同号に第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十八条の改正規定(第十九条の二)の下に「第十九条の三、第二十二条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「同法第二十七条规定中「本店」とある部分を除く。)、第十六条第五項の規定、第十九条の三、第二十二条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「同法第二十七条规定中「本店」とある部分を除く。)を削る部分及び「事務所」との下に「同法第十二条の二第五項中「營業所(会社にあっては、本店)」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と「選任された者」との下に「同法第四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法(「同法第六十条第六号中「隠べいした」を「隠蔽した」と改める改正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)及び同法第二十二条の十一の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二十六条の規定、第二十七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十八条の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定(第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。)」に改める部分を除く。)」を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。)」に改める部分を除く。)、第三十五条第四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定(「第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)」を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。)」に改める部分を除く。)、第三十五条第四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定(「第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)」を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。)」に改める部分を除く。)、第三十五条第四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定(「第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)」を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。)」に改める部分を除く。)

第十六号を除く。」を「第十九条の三までに、「印鑑の提出」を「）、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）に改める部分及び「第十二条第一項第五号」を（第十二条第一項第五号）に改める部分に限る。）、第三十七条第三項の規定、第四十一条中保険業法第六十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及び同法第二百十六条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）を「第四十二条第十一項の規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）」）、第四十六条第九項の規定（次号に掲げる部分を除く。）を「第四十二条第十一項の規定、第四十五条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）」）、第四十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）を「第十九条の三までに、「及び添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例」、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十四号及び第十五号を除く。）を「第十九条の三までに改める部分に限る。）、第五十七条第三項の規定、第六十七条中宗教法人法第六十五条の改正規定（第十九条の二）の下に「第十九条の三、第二十二条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「同法第一百四十五条において準用する商業登記法（「）とあるのは「宗教法人法（昭和二十六年法律第二百一十六号）第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十五条の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十二条から第一百四十五条」と）を加える部分に限る。）、第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法（「）とあるのは「同法第一百四十六条の二中「商業登記法（「）とあるのは「消費生活協同組合法第二十三条において準用する商業登記法（「）と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法（「）と、「商業登記法（「）とあるのは「消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法（「）と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第二十四条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第八十五条中漁船損害等補償法部分を除く。）」を加える部分に限る。）、第七十条第三項の規定、第八十条中農村負債整理組合法第九十二条において準用する商業登記法（「）と、「商業登記法（「）とあるのは「消費生活協同組合法第二十四条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第八十五条中漁船損害等補償法部分を除く。）」を加える部分に限る。）、第七十

定、第九条中社債、株式等の振替に關する法律五百五十五条第一項の改正規定（「以下この条」の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同法第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第一百三十一条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第二百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同法第一百五十九条第一項の次に次のように加える改正規定、同法第一百三十三条第一項の次に次のように加える改正規定（「まで」の下に「、第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一中会社更生法第二百六十二条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財团法人に関する法律の目次の改正規定（「従たる事務所の所在地における登記（第三百二十二条第一項）」を「削除」に改める部分に限る。）、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百五十五条及び第三百二十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定（「第十九条から第五十二条まで」を「第五十二条」に改め、「一商店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。）並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定（「第三項を除く。」、「第十八条」を削る部分に限る。）、第十八条の規定（前号に掲げる部分に限る。）、第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法」

改める部分に限る。）、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の八第十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の四第四項の改正規定並びに同法第九条十一項第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十七条の四第四項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第十九条第一項第十二号の次に一号を加える改正及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第三百六十六条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（規定、同法第二百九十九条第一項及び第三百五十九条並びに第六項第一号及び第二号、第三百四十五条並びに第五項第一号及び第二号、第三百四十六条第一項第五号を除く。）中「規定（同法第二百九十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第三百二十二条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百二十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百四十五条の三第一項第五号を除く。）中」に百四十四条、第三百一十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百一十五条の五第二項を削り、「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定中の「株主」とえ、「これら」の規定（同法第二百九十九条第一項第五号を除く。）中「規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百一十五条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百一十五条第四項、第三百一十二条第五項、第三百一十四条並びに第三百一十八条第四項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「相互会社」との下に「これら」の規定中の「株主」とえ、「これら」の規定（同法第二百九十九条第一項第五号を除く。）中「規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百一十五条第四項、第三百一十二条第五項、第三百一十四条並びに第三百一十八条第四項を除く。）中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第三百二十二条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条から第十三条に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並

びに第六項第一号及び第二号に改め、「共同」を削る部分を除く)、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「第四十八条」を「第五十二条」に改定(「第四十八条」を「第五十二条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「登記」、「第百四十八条」を「第百三十七条」に「職権抹消」、「職権抹消」並びに第百三十九条から第百四十八条まで(「に改める部分及び「第四十八条から第十五条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第四百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法(平成七年法律第二百五号)第六十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「保険業法に」と、「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百六十六条の改正規定(「、第二十一条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「同法第十二条第二百六十六条の改正規定(「、第二十一条第一項及び第二項(印鑑の提出)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と)を加える部分を除く)並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(第六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第十五条规定の改正規定、同法第一百八十三条第

同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十一条第二項若しくは第三十二条第二項に規定するの三」に「印鑑の提出」を「、第二十一條から第二十七条まで〔に改める部分、「譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と〕を削除する部分及び「準用する会社法第五百七十三条第一項において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八百一十三条第一項において準用する商業登記法第八百四十五条」とを加える部分を除く。」及び同法第三百六十六条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金と」を削除する部分に限る。)、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条の改正規定(「、同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と)を削除する部分に限る。)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)並びに同法第八十三条の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)を「第十五条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。)、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(第十七条(第三項ヲ除ク)を「第十五条の三」に改める部分に限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四



算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

第一項中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十二条第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条第一項から第三項まで及び第五項、第二十七条第二項及び第三項、第二十九条の三十の二第一項、第二十七条の三十の三第一項から第三項まで及び第十三項、第二十九条の三第一項及び第二項、第二百七十二条第一号の四第二項、第二百七十二条の十二第一項、第二百七十八条第十項及び第十一項、第二百八十五条の七第四項から第七項まで、第十四項、第二百九十七条の二第二项、第二百九十七条第一号二号、第六号及び第七号、第二百条第一号第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

部分を除く。)並びに同法第二十五条の二の四第三号及び第四号の改正規定、第十一一条中労働金庫法第九十四条の一の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第一百条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の二の五の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の四十五の一の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の六十の十七の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の六十の十七の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十三条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項

項を同条第二項とする改正規定、同法第三項の改正規定、同条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第三百五十五条、第四号及び第五号、第三百六十六条の二第二号、第三百七十七条の二第八号並びに第三百十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。）の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条（第一項を除く。）、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（次項及び第四項において「第四号新投信法」という。）第十四条の規定は、第四号施行日以後に終了する同条第一項の計算期間に係る同項の投資信託財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項の情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する第八条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（次項において「第四号旧投信法」という。）第十四条第一項の計算期間に係る同項の運用報告書の作成及び交付並びに同条第四項の書面の作成及び交付については、なお従前の例による。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧投信法第十四条第一項第一号に掲げられる場合に該当する投資信託財産は、第四号新投信法第十四条第一項第一号に掲げる場合に該当する投資信託財産とみなす。

4 第四号新投信法第一百九十七条において準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に投資証券募集等契約（投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第五項に規定する投資証券をいう。）の募集等（同法第一百九十六条第一項に規定する募集等をいう。）を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に投資証券募集等契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは到来した場合については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第六十七条** この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第六十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

3 附則第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定（公布の日）

（罰則の適用に関する経過措置）

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第六十九条** 政府は、この法律の施行後五年を用途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」）